

○ 道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（占有物件の維持管理に関する基準） 第四条の五の五 法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、道路占有者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占有物件の巡視、点検、修繕その他の当該占有物件の適切な維持管理を行うこととする。</p>	<p>（新設）</p>